

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、Aに所在していたB新聞販売所に新聞配達員として採用され、勤務していたところ、平成〇年〇月〇日、オートバイで朝刊配達中、飛び出してきた犬を避けようとしてバランスを崩し、転倒、負傷した。

請求人は、負傷当日、C病院に受診し「頸椎捻挫、左膝靭帯損傷、左膝関節内骨折、左足関節捻挫」と診断され、複数の医療機関において療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）した。

請求人は、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間に係る休業補償給付を請求したところ、監督署長は、同年〇月〇日以降の休業補償給付の請求については、治ゆ後の請求であるとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件災害による負傷が平成〇年〇月〇日をもって治癒しているとして、同年〇月〇日以降の期間に係る休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、請求人の傷病は治癒しておらず、その症状は安定せず、その後も治療継続が必要である旨主張しているため、検討すると、次のとおりである。

(2) 請求人の症状及び治療内容等について、改めて、実地調査復命書添付のD病院E医師、C病院F医師及びG病院H医師作成の診断書、意見書及び症状照会に対する回答における所見等を精査したが、決定書理由に説示のとおり、請求人は、平成〇年〇月以降、理学療法、薬物療法を継続するも、左膝の疼痛、可動域共に顕著な改善は認められない。この点、労働局地方労災医員協議会（整形外科専門部会）（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「（請求人の症状改善の見込みについて）受傷後の急性期を過ぎても膝の疼痛などの症状が持続し、悪化傾向もあったので、受傷後〇年の平成〇年〇月に左膝十字靭帯の再建術と半月板切除の手術を受けている。しかし、症状の大きな改善はなく、その後、現在まで理学療法、筋トレ、薬物療法を行っているが、一時的な効果しか得られていない。MRIその他の他覚的所見も著変ないようである。現時点での有効な根治的治療はなく、これまでの経過から見て今後も同様の治療を続けても軽快、増悪を繰り返しながら推移すると考えられ、一時的な軽快は得られたとしても、症状が大きく改善し完治するとは思えない。」と所見しているところ、当審査会としても、請求人の治療経過、上記各医師の所見等に鑑みれば、専門部会の意見は妥当であり、請求人に発症した傷病は、監督署長が治癒と認定した平成〇年〇月〇日の時点において症状固定の状態にあったものと判断する。

3 以上のとおりであるから、請求人の本件災害による負傷が平成〇年〇月〇日を

もって治ゆしているとして、同年〇月〇日以降の期間に係る休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。